

第5次野辺地町行財政改革大綱

改革プラン

令和3年度分 進捗状況

(1)事務事業の見直し

No.	改革事項	改革プラン
1	ア 事務事業の見直し	公文書の適正な管理
2	オ 使用料・手数料の見直し	施設使用料、手数料の見直し
3	カ 補助金の合理化	補助金等の適正化

(2)組織・機構の見直し

No.	改革事項	改革プラン
4	ア 組織・機構の見直し	組織・機構改革
5	ア 組織・機構の見直し	役職制度の検証及び見直し
6	イ 職場におけるワークライフバランスの推進	ワークライフバランスの推進

(3)定員管理及び給与の適正化の推進

No.	改革事項	改革プラン
7	ア 新たな定員管理計画の策定	定員管理計画の策定及び進行管理

(4)職員の能力開発等の推進

No.	改革事項	改革プラン
8	ア 人材育成の推進	職員研修の充実及び人材育成の推進
9	ア 人材育成の推進	女性活躍の推進

(5)情報化の推進**(6)公共施設管理運営等の合理化の推進**

No.	改革事項	改革プラン
10	ウ 公共施設の維持管理	庁舎建設基金の積み立ての継続

(7)財政の安定化

No.	改革事項	改革プラン
11	ア 長期的な財政計画の策定	収支均衡予算編成の継続、歳入の確保、歳出の削減
17	ア 長期的な財政計画の策定	経常収支比率の改善
12	オ 自主財源の確保等	遊休町有地の有効活用等
13	オ 自主財源の確保等	町税のコンビニ収納

(8)広域行政による事務事業の共同化等の推進**(9)協働のまちづくりの推進**

No.	改革事項	改革プラン
14	ア 地域づくり団体活動支援等	協働のまちづくりの推進
16	イ NPO法人の設立支援等	地域防災体制の充実

整理番号	1	取組名称 (概要)	(1)事務事業の見直し 公文書の適正な管理	担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国では公文書等の管理に関する法律が制度化され、平成30年9月3日、内閣府に公文書監察室を設置することでよりチェック体制の強化が図られた。 ・当町においては、文書取扱規程があり公文書の基本的な取扱いが制度化されているが、実態とすれば、書類全般に渡って整理整頓が行き届いてなく、必要に応じて速やかな検索と情報提供に労力が伴っている。 ・施策や各資料等などは、各課のみで保存されている。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書を分類別に仕分けされた記録簿「公文書目録」がない。 ・書類置き場となっているコミュニティ防災センター及び行政メモリアルセンターの書類には保管と廃棄の分別がされていない。 ・今後、役場が新庁舎へ移ることとなる場合、持ち出す必要な書類の把握と保管場所の確保が検討される。 ・施策情報や各資料等の情報共有する場所がない。 ・職員一人一人へ公文書は住民の知的資源であることの意識づけと業務遂行を根付かせることが必要とされる。 				
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野辺地町文書取扱規程の見直し、改正。 ・公文書目録の作成。 ・定期的に書類を整理整頓する意識を啓発する。 ・役場新庁舎移行へ向けて持ち出す書類の選別。 ・新庁舎において、資料室(資料棚)及び電子資料室(全庁共有フォルダ)を設置する。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政文書の開示請求がきたとき速やかに対応できる。 ・議会对応として、過去の一般質問の回答内容等を検索することにより、参考として活用できる。 ・新たな政策を企画立案する際のバックデータとして活用できる。 ・情報公開が促進される。 ・情報共有することにより、事務の効率化が図られる。 				
評価指標	<p>取組内容を100%とする。</p> <p>①野辺地町文書取り扱い規程の見直し、改正(30%) ②公文書目録の作成(40%) ③資料室(資料棚)設置(15%) ④電子資料室設置(15%)</p>				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	①野辺地町文書取り扱い規程の見直し、改正(30%) ②公文書目録の作成(40%) ③資料室(資料棚)設置(15%) ④電子資料室設置(15%)				
実施状況	未実施	実施			
効果額・数値	0	10%			
備考	R2 文書管理簿システムの見積徴収のみ R3 文書取り扱い規程の見直し中。R3.9文書量削減を各課へ指示。公文書目録(文書管理簿)の作成の基となる文書管理システムの予算を計上。令和4年度から導入に向けて取り組む。				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	文書管理システム導入費用の予算化により、令和4年度から滞っていた公文書目録(文書管理簿)等の検討が、今後進んでいく。
必要性	一定の必要性がある	毎年文書量の削減が必要。令和4年度に文書管理システムを導入することにより、電子媒体での文書管理ができるようになる。
効率性	効率的である	令和4年度に文書管理システムを導入することにより、システムで一括管理することができる。
公平性	公平である	文書管理システムを使いやすいように協議をしながら導入に向けて進めていきたい。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	令和4年度の文書管理システム導入に向けて継続して取り組む。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	2	膨大な量の文書を分類・管理するのは、相当な労力と時間がかかる作業だと思う。新庁舎への移転に向かってこれからも着々と進めて欲しい。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	4	システム導入により全て解決できる訳ではないので、慎重に取扱いしていくべき。 文書管理担当プロジェクトチームを組織して早急な対応すべきである。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		職員が早く文書管理システムに慣れ、同システムを有効に活用してほしい。 物理的な文書量を減らし、新庁舎での文書保管スペースを有効に使うためにも進めて行くことを望む。 年度途中であっても、定期的に活用状況をチェックしてほしい。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		膨大な量だと思うので、保存年数や永年保存をきちんと規定し管理できるよう早めの改正が必要と思われる。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	令和4年度に文書管理システム導入費用を予算化済。システム導入後は、試験的運用を経た上で、令和5年度以降の本格的運用を予定とし、現状を維持し取り組んでいく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	2	取組名称 (概要)	(1)事務事業の見直し 施設使用料、手数料の見直し		担当課	防災管財課(総括) (関係課)
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の使用料や各種手数料について、その設定方法があいまいであった。 令和元年度の消費税率の改定に伴い使用料・手数料を改定すべきかどうかの判断がまちまちであった。 <p>それぞれの設定方法、改定の期限等を明確にし、町民に周知することで各料金の改定時に理解が得られるようにする必要がある。</p>					
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用料・手数料の設定方法に関して調査及び整理。 設定方法に関するガイドラインの整備、関連条例や規則等の整備。 ガイドラインに基づき使用料・手数料の受益者負担割合を平均化し、検証、再算定する。(原価に対するの受益者負担割合を算定。) 現行と再算定の使用料及び手数料の比較 使用料、手数料の見直しを検討 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町が管理する公共施設等の使用料・手数料の統一的な見方ができる。 施設維持管理費等において、収支均衡が図られなくなった時の改定等もスムーズに実施できる。 料金改定の際に町民に対しても、改定の根拠等を詳細に説明でき、理解が得られると考えられる。 					
評価指標	<p>令和2年度 使用料・手数料の見直しに関するガイドラインの作成 令和3年度～令和5年度 使用料・手数料の再算定及び見直しの検討(件数)</p>					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標		ガイドラインの作成	使用料・手数料の再算定及び見直しの検討(件数)			
実施状況		実施	未実施			
効果額・数値		基本方針(案)作成	0			
備考	<p>・令和2年度に策定した個別施設計画を基に平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画の改定を令和3年度に実施し、それを反映した使用料・手数料の見直しガイドライン作成を検討している。</p> <p>令和2年度 基本方針(案)作成</p> <p>令和3年度 基本方針(案)をガイドラインとして整理する作業(未了) 町全部の自動販売機の設置占用料等調査を実施した コロナ禍で施設使用制限があることなどが影響し、再算定・見直し作業が遅れている</p>					

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	あまり進捗していない	基本方針(案)をガイドラインとして整理する作業が遅れている。自動販売機の設置占用料等調査を実施したものの、使用料等の再算定・見直し作業はコロナ禍で施設使用制限があることなどが影響し遅れている
必要性	一定の必要性がある	町が管理する公共施設等の使用料・手数料の統一的な見方ができ、また、適正なものか検証しやすくなる
効率性	効率的である	施設維持管理費等において、収支均衡が図られなくなった時の改定等もスムーズに実施できる
公平性	公平である	料金改定の際に町民に対しても、改定の根拠等を詳細に説明でき、理解が得られると考えられる
今後の方向性 (改善点)	継続実施	ガイドラインを整理するとともに、節目節目での使用料等の再算定・見直し作業を進める

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	町財政の面からみても、行財政改革を進める上で、各種手数料・使用料の適正化は急務だと思う。近隣町村の実情も調査しながら早急に着手すべきだと考えます。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	施設使用料は、使う人、使わない人がどうしても出てくるから、あまり低額であれば結局は税金からの補填が多くなり、不公平となる。物価高騰の兆しもあるので、5年毎とか、定期的な見直しを必須とすべき。戸籍関係、手数料の標準的な金額が示されているとは知らなかった。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		庁舎建設に向けて、収入を上げるために手数料改定をしてもいいのでは。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		町内外の利用者で使用料を区別する必要があるのではないか。町内利用者の優遇措置。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	ガイドラインの作成作業が目標より2年遅れている状況であるが、令和2年度に作成した基本方針(案)をベースにして令和4年度中にガイドラインを作成する予定。 方針を変更せずに当初目標のとおり進めることから「現状のまま継続」とする。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	3	取組名称 (概要)	(1)事務事業の見直し 補助金等の適正化	担当課	企画財政課(総括) 関係課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体への補助金は、毎年継続して、多少の増減はあるが補助金を交付している。 単独事業の増加及び新規事業の増加により補助金は、増える傾向にある。 町が実施する施策に密接に関連する事業を実施する団体に係る補助金は、減額が難しく、増額となる傾向もある。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の減額や見直しについては、今後財政面においても重要な課題となる。 補助金事業の内容とその必要性を精査する必要がある。 人口減少が進むにつれて、各種団体の会員数の減少から、その事業ができなくなる可能性もあるため、1団体のみではなく、各団体の連携で、事業を存続できる可能性も含め検討することとしたい。 				
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全補助金事業の洗い出し・指針の制定 補助金要綱を再検討(事業実績報告様式の中に、各補助団体からの補助事業の実施効果と検証を行うシステムづくり構築) 補助事業への効果検証の実施。 補助団体への事業内容の聞き取り・精査の実施 協働・連携での検討や指導 町民や各種団体の理解を得ながら補助金の適正化、自立・連携の推進を促していく。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1団体の実施ではなく、団体の横のつながりを強化しながら実施する連携型・協力型により協働性を構築し、人的な問題や予算面での問題が解消していくと思われる。 連携することにより、これまでの補助金額の減額が見込める。 町としての補助金の適正化を明確に図りながら、補助団体の自立へつながる。 				
評価指標	令和2年度 補助金事業の精査、あり方の指針の制定 令和3年度～令和5年度 補助金を見直した件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	補助金事業の精査、あり方の指針の制定	補助金の見直し	補助金の見直し	補助金の見直し	
実施状況	実施	補助金等の抑制の方針を通知			
効果額・数値	補助金事業の精査の前段階まで実施	3件 △6,465千円			
備考	<p>令和2年度 目標に対し、実施が1年遅れている状況である。 9月に発足した経常収支比率改善プロジェクトチームが、提案事項をまとめた際「補助金等の抑制」に取り組むこととなり、令和3年度から洗い出し、あり方の指針、事業の精査に順次実施していく予定である。</p> <p>令和3年度 令和3年度決算(見込み)は、コロナ禍になる前の平成30年度決算の中で経常的に支出している補助金と比較し、減額が35件で△18,492千円、増額が6件で3,337千円、合わせて15,155千円の減額となった。(この中にはコロナ禍により事業が実施できず減額となったものも含まれる。コロナ禍の影響を正確に見積もることは難しいが、少なくとも3団体で△6,465千円は、明確に補助金を抑制できたものと評価している。)</p> <p>令和4年度当初予算編成に向けては、補助金等の抑制の方針を各課に通知し、補助金の見直しを行っていくこととした。具体的には、補助団体への聞き取りにより、補助目的や補助対象経費を明確にし、これまでの経緯や現状の整理を行うことで抑制できる部分の洗い出しを行い、可能なところから抑制している。 コロナ禍が落ち着いた後に以前の水準に戻ってしまうことのないよう進めていく。</p>				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	補助金等の抑制の方針を通知し令和4年度当初予算編成より着手する。一部先行して抑制できた部分もあった。
必要性	必要性が高い	歳出抑制及び経常収支比率の引き下げのために必要な重要な手段のひとつである。
効率性	やや効率的である	一部でマンパワーを含めた費用対効果が低いと見込まれる団体等もあるが全体的に補助金等の抑制に向け進めていく必要がある。
公平性	公平である	税等から補助する事業を精査するものであり、公平性を保つ。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	各団体と協議のうえ令和4年度当初予算編成に取り入れ、今後も継続していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	2	<p>財政面からの要請により「一律減額」ということも改革の方法の一つかも知れないが、各団体への補助金については、時々の「政策」の要請によるものも多く、それぞれの実情(現状)を踏まえた上での継続的な精査による予算配分が必要だと考える。</p> <p>コロナ禍で様々な活動が制限されている以上、補助金の適正化と言っても、単年度では適正な取り組みだったか判別しがたい。このご時世で、対象団体の方も補助金を削減されてもやむを得ないと思っているであろうが、丁寧な説明に努めてほしい。</p> <p>各団体との協議は必要と思う。</p> <p>総合的な見直しが必要と思われるが、コロナ禍により事業実施に影響がでているため、内容及び減額には慎重に検討するべきではないか。</p>
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	3	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である	1	
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	Ⅲ	<p>現状、担当課と各団体とで協議のうえ可能な範囲で補助金等の抑制を図っているが、コロナ収束後に向け改めて協議の場を持ち、実情に合わせた補助金額の検討は必要である。</p>
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	4	取組名称 (概要)	(2)組織・機構の見直し 組織・機構改革	担当課	総務課(総括)
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化した住民サービスに対応するため、いかに効率的に事務事業を展開していくかが喫緊の課題となっている。 ・早急に時代に即した組織・機構の見直しを図っていかなければならない状況にある。 ・新庁舎建設とも密接な関係にあるため、その建設計画の動向についても注視する必要がある。(機構改革及び新庁舎建設とは関連付けて考える必要あり) <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年児童福祉法の改正、平成29年母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期まで一体的に支援できる拠点づくりの整備に努めるよう国から求められている。(この拠点の設置は令和2年度中を予定) ・各課の再編については、現在の課題等を洗い出したうえで、早急に組織・機構の見直しについての具体的な方向性を検討していかなければならない。(過去の退職者不補充等による職員年齢構成(役職)の偏りによる影響を最小限にするような組織の体制づくりも含む) 				
取組内容・効果	<p>(取組内容・効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点の設置。(健康づくり課に介護・福祉課の児童福祉に係る業務を移管。) ・各課が横断的に連携できるような体制づくりを検討する。(職員年齢構成の偏りによる影響を最小限にするような施策検討のほか、新庁舎建設計画及び町総合計画など各種計画等との整合性も図る必要あり) 				
評価指標	<p>組織・機構の見直しに関するワーキンググループ等の開催により、課題を明確化し、住民サービスの向上と時代に即した組織機構の在り方を検討し、実施していく。</p>				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	<p>組織・機構の見直しに関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、随時実施していく。</p>				
実施状況	実施	実施			
効果額・数値	2回	3回			
備考	<p>【評価指標】 令和2年度 2回(R2.6月庁議、R3.1月庁議) 令和3年度 3回(R3.12月庁議、R4.1月関係課協議、R4.2月庁議)</p> <p>【組織機構改革】 令和2年度 子ども家庭総合支援拠点として健康づくり課内に子育て世代包括支援センターを設置した。 令和3年度 建設環境課の環境保全担当を町民課へ移管し、水道課と建設環境課を統合して建設水道課とした。 令和4年度 地域戦略課、財政課、防災安全課、農林水産課を、企画財政課、防災管財課、産業振興課に改編した。(町長部局:11課→10課) 介護・福祉課の高齢福祉担当と障がい福祉担当を統合して地域福祉担当とした。</p>				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	現状の課題を踏まえた上で、庁議及び関係課による協議を行い、調整を図った。
必要性	一定の必要性がある	限られた人員で、多種多様化する行政ニーズに適切に対応していくためにも、組織の効率的・効果的な執行体制を構築していく必要がある。
効率性	効率的である	課の規模を大きくすることで機動力と組織力を高め、不測の事態にも迅速・柔軟に対応していく。
公平性	公平である	機構改革に併せて分掌事務を見直すことにより、各課の業務量の平準化を図った。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	評価指標としてワーキンググループ等の回数を設定しているが、取組内容からみて数値目標を設定することは妥当かどうか。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	5	機構改革による人事配置等を4月に実施したと聞く。当事者たちとの協議を重ねた結果の配置だと思うので、まずは現状で効果を見守りたい。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	課の統合により、緊急時の勤務体制に弾力性が得られたことは良かったと思う(横浜町鳥インフル対応についての説明を聞くと良く分かる)。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		人員減のため、各課が統合しているのは良いことだと思う。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		課の統廃合により、業務が多忙な課(部署)とそうでない課がさらに明確となっているのではないか。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	時代に即した住民サービスを提供するためには、業務効率化手段の検討と実行は必要である。今後も、職員の定員管理と連動させながら必要に応じて検討していく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	5	取組名称 (概要)	(2)組織・機構の見直し 役職制度の検証及び見直し	担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から機構改革の一つとして担当補佐制度が導入された。 総務課、地域戦略課、財政課、税務課、介護・福祉課、建設環境課、町民課、健康づくり課に担当補佐を配置し、担当業務の中心的役割を担うことで、その他職員の業務のチェック体制を図ってきた。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職別職員構成のなかで、特に課長補佐への昇任が少なくなる見通しであり、担当補佐制度が維持出来なくなるため、担当補佐制度に代わる組織づくりが求められる。 				
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の担当補佐制度が上手く機能しているのかを検証したうえで、今後必要であれば担当補佐制度に代わる制度を検討し、課長補佐を配置できない課においては、どのような体制が望ましいか検討する。 課長補佐に代わって担当業務を取りまとめる職員に対して応分の処遇が必要か検討すると共に見直しに向け必要であれば条例規則等を改正する。 令和2年度に実態把握と今後の見通しを調査し、事務改善委員会などを通じて検討する。 令和3年度には実施出来る予定で進める。 <p>(効果)</p> <p>役職制度の検証及び見直しを行うことで、組織のバランスの安定を図る。</p>				
評価指標	役職制度の検証及び見直しに関するワーキンググループ等を開催することで、明確化し、その解決に向け、役職制度を見直していく。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	役職制度の検証及び見直しに関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、役職制度を見直していく。				
実施状況	未実施	未実施			
効果額・数値	開催なし	開催なし			
備考	令和2年度 なし 令和3年度 なし(上十三地域内の町村の職務体制状況について情報収集)				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	進捗していない	役職制度の見直しは給与体系や職員定数にも影響を及ぼすことから、慎重に検討していく必要がある。
必要性	一定の必要性がある	当面は、課長補佐職の完全充足は困難であることから、検討は継続していくものとする。
効率性	あまり効率的でない	財政負担を考慮する必要もあり、給与体系や職員定数を意識した検討が求められる。
公平性	あまり公平ではない	現在は、担当課長補佐職の兼務や他の上位の役職の者が補っている。
今後の方向性 (改善点)	事業改善が必要	令和5年度から施行される定年延長制度を踏まえた検討が必要となっている。 評価指標としてワーキンググループ等の回数を設定しているが、取組内容からみて数値目標を設定することは妥当かどうか。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	2	役職制度を理想通り確立したくても「数的人財不足」により実施できない現状を聞いた。しばらくは、現状の体制を維持せざるを得ないかもしれない。各組織を強化するためにも「各課を横断して管理する職」を創設して横のつながりを強化するのもよいかもしれない。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	3	本当に必要なのか。取組みに対する危機感がない。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である	1	総務課について。課長補佐が1人体制と聞く。改革事項のNo.6～9は何れも人事関連の項目であり、働き型改革の時流の中にあってこの方面専任の課長補佐がいないというのは心もとない。本当は人事部局が独立して設置されるのが望ましいだろうが、当町の規模では無理だろうか。総務課長の負担にもなるので、せめて担当課長補佐を早急に置くべきである。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		定年延長取入れの検討が必要では。

【今後の方向性】

方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性	
I 事業規模拡大	III	<p>外部評価にもあるように、「総務課の課長補佐が1人体制など数的人財不足では」との指摘は否めない状況にある。</p> <p>今後は、担当課長補佐制の在り方について検証し、効果やそれに向けた課題等を洗い出し検討していく。必要な場合は庁議等を活用するなど、全庁的な協議を行い、次年度以降の人事異動に反映させていく。</p> <p>評価指標及び年度目標については、よりPDCAサイクルを回しやすくするため修正するものとする。</p>
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	6	取組名称 (概要)	(2)組織・機構の見直し ワークライフバランスの推進	担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や労働力不足を背景に多様な働き方を可能にする社会を目指すため、「働き方改革関連法」が成立された。 ・自治体の役割が多種多様となり、より一層住民へ行き届いた行政サービスが求められる中、全ての職員が健康で生き生きと働きながら、能力を最大限発揮し行政サービスの質の向上を図ることが必要となっている。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康増進と余暇の充実を目指す。 ・時間外勤務命令の上限を超えないような勤務。 ・年次有給休暇の計画的な取得。 				
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇利用計画表の作成により年12日以上を取得を目指す。 ・男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇の取得促進。 ・時間外勤務命令の上限、1ヵ月45時間以下、1年360時間以下を管理職に徹底させる。 ・ノー残業デーの実施、毎週金曜日と毎月20日、8月は毎日ノー残業デー。 ・21時以降の時間外勤務は原則禁止。 ・現在の次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画が令和2年度で終わるため、次期計画を策定する。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の充実によって、健康で生き生きと働き、仕事の効率・事務能力の向上につながる。 ・ストレスチェックを継続し、結果により高ストレスと診断された職員のセルフケアの促進や改善への支援を行うことにより、メンタル不調に早期対応できる。 				
評価指標	平均有給休暇取得日数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	12日	12日	12日	12日	
実施状況	実施	実施			
効果額・数値	11.4日	11.7日			
備考	<p>※平成31年の年次有給休暇平均 11.0日</p> <p>令和2年度 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主計画(後期計画)策定</p> <p>令和3年度 長時間の超過勤務を行った職員に対する産業医等の面接指導制度の導入 年次休暇等の効果的取得の勧奨</p>				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	一人当たりの有給休暇取得日数は、少しずつであるが年々上昇している。
必要性	必要性が高い	職員の健康保持や業務パフォーマンスを高めるためにも、メリハリのある働き方の推進・取組は必要性が高いものとする。
効率性	やや効率的である	計画的な休暇取得を働きかけながら、職員への意識付けを図っていく。
公平性	やや公平である	課や職員間の業務量の多寡によっては、多少なりとも休暇の取得しやすさに影響はあるかと思われるので、計画性のある業務執行に努めていくことで、休暇を取得しやすい環境を自らつくっていくことが必要である。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	職員の健康増進と仕事の効率・事務能力向上を図るため、今後も継続する。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	3	職場環境としては公平に最大限有給休暇取得できるのが理想だが、職員個人により「ばらつき」が見られること。住民サービスに影響がない事を大前提に、この事についても改善に努めるべきだと思う。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	3	産業医の導入は大変良いことと思う。休暇を取りやすい・取りにくいはどうしても部署によって差があると思う。資格・専門知識等、留意しなくてはならない事もあるが、適切な人事異動の実施により、それを補うことも必要であると思う。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		有給休暇取得日数は向上しているかもしれないが、一人当たりの抱えている業務量の違いにより、残業及び休日出勤等を含めた実労働時間に格差が生じているように思える。課の統廃合にも関係しているのか。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性	
I 事業規模拡大	III	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進については、積極的に取り組んでいかなければならない。</p> <p>その中でも特に職員の健康への配慮は事業主の責務であるため、「特定事業主計画(後期計画)」とも関連付けながらこれまで以上に職員が安心・安全でやりがいを持って働けるような職場環境づくりの推進を図っていきたい。</p>
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	7	取組名称 (概要)	(3)定員管理及び給与の適正化の推進 定員管理計画の策定及び進行管理		担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少が進む一方、多様化した行政サービスに応えるためにはマンパワーの確保が必要である。町の財政状況を鑑みつつ、現在の定数条例による職員数の中で、より効果的な体制づくりが望まれるところである。 障害者の活躍を推進するために職場への受け入れ体制を計画的に取り組む必要がある。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用から10年未満の経験の浅い職員が半数を占めるなど、組織のバランスが保たれていない。 効果的な職員配置のためには職員の能力を把握し、より一層人事評価を活用する必要がある。 限られた職員数の中で、効果的、効率的な人事配置をする必要がある。 					
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年からの次期定員管理計画の策定。(令和2年度中に策定)。 職員の給与の適正化を検討する。 マンパワーを確保するために再任用職員、会計年度任用職員の活用を図る。 障害者活躍推進計画に基づき、採用に取り組む。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりの能力が十分に活かせる配置が、結果的に再任用職員、会計年度任用職員を含めた人件費の圧縮につながれば効果となる。 再任用職員が培ってきた知識や技能を活用することで、若手職員の経験不足等を補うことができる。 障害者雇用率の目標を達成。 					
評価指標	定員管理及び給与の適正化に関するワーキンググループ等を開催することで、人員配置の適正化及び再任用職員、会計年度任用職員のマンパワーを確保する。					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
年度目標	定員管理及び給与の適正化に関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、適正な人員配置を実施する。					
実施状況	実施	実施				
効果額・数値	2回開催	3回開催				
備考	<p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定員管理計画(計画期間:令和3年度～令和7年度)を策定 <ul style="list-style-type: none"> ・策定会議2回(R2.6月庁議、R3.1月庁議) <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 55歳超職員の昇給見直しの協議 ※R4.4.1施行 ・職員組合交渉3回(R3.10月、11月、R4.1月) ○マンパワーの確保 <ul style="list-style-type: none"> 再任用職員の勤務時間の拡充 ・1週間当たりの勤務時間を、これまでの25時間のほかに30時間を新たに設け、選択性とした。 					

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	令和4年4月1日現在の職員数は125人であり、定員管理計画の目標職員数「134人以下」は達成した。また、懸案事項となっていた55歳超職員の昇給見直しについて制度の導入に取り組んだ。
必要性	必要性が高い	町の財政状況を踏まえつつ、年齢構造の空洞化をきたさないためにも、定員管理計画に基づく適正な職員採用に努める。
効率性	効率的である	この取組は職員の総人件費に大きく影響するものであることから、しっかり進捗管理していく必要がある。
公平性	公平である	町の職員給与については、原則、国家公務員や県内の地方自治体職員の給与に準拠して定めている。
今後の方向性 (改善点)	事業改善が必要	令和5年度から職員の定年延長制度が施行されることに伴い、定員管理計画の見直しが必要となる。 評価指標の見直しが必要と考える。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	5	将来に向かっての理想的な定員及び年齢構成を目指し、今(現在)が頑張りどころだと思う。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	55歳超職員給与見直しは、町民にはわかりやすい人件費抑制策である。定年延長に際し、課題を残さないように努められたい。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		尚、該当する職員の勤労意欲に減退が生じなかったか、調べる必要を感じる。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		定年延長制度施行に伴い、町の負担(給与の支払い)が増額となった場合、財政的に大丈夫なのか。

【今後の方向性】

方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性	
I 事業規模拡大	III	<p>引き続き、定員管理計画の進行管理は適切に行っていく必要がある。特に令和5年度より定年延長制度が導入されるため、必要となる場合には見直し等の検討をしていかなければならない。</p> <p>評価指標については、「会議の開催回数」から「定員管理計画にある年次別目標職員数を基準とした当該年度に係る達成人数」に変更していきたい。</p>
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	8	取組名称 (概要)	(4)職員の能力開発等の推進 職員研修の充実及び人材育成 の推進	担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、定年退職者数に応じて、職員を採用することで、職員の若返りが進んでいる。 ・若年職員には、事務の正確性や公務員としての自覚が求められている。 ・多様化する住民ニーズに対応することが求められており、より一層の自己研鑽が大事になってきている。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に参加しやすい職場環境づくりや周囲の支援が必要とされている。 ・多忙により受講の機会を逃すことのないよう、特に長期間の研修においては、職員間での業務の調整が必要である。 ・人事評価に結びつくような資質向上を期待する。ただ研修を受けただけではなく、いかに仕事に活かせるかが大事である。 				
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治大の受講勸奨。 ・青森県自治研修所の研修、基本研修及び選択研修受講勸奨。 ・市町村職員研修所(市町村アカデミー)の受講勸奨。 ・市町村職員実務研修(県庁実務研修)の受講勸奨。 ・上十三・十和田湖広域定住自立圏、人材交流ワーキンググループによる研修の受講勸奨。 ・業者委託による庁内研修の実施。 ・新採用職員等庁内事務研修(管理職が講師)の実施。 ・職場内での経験不足の職員への指導・教育の充実を図る。 ・人材育成は長期的な視野に立ち、まずは、様々な研修機会を設けて毎年度継続する。 ・研修に参加しやすい職場環境づくりを促す。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の充実を図ることにより、組織の中で期待される役割を自覚し、求められる能力を十分に発揮できる職員を目指すことが、住民サービスの向上へとつながる。 ・職員の能力が人事評価へも反映され、組織全体の業務効率の向上につながる。 				
評価指標	研修参加人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	60人	60人	60人	60人	
実施状況	実施	実施			
効果額・数値	64人	68人			
備考	<p>※平成30年度研修事項者数 48人</p> <p>派遣研修、独自研修、職場内研修の実施</p> <p>令和2年度 【派遣】県自治研修所研修 【独自】ハラスメント研修 【職場内】新採用者研修</p> <p>令和3年度 【派遣】県自治研修所研修 【独自】業務改善研修、接遇研修 【職場内】新採用者研修</p>				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	コロナの感染拡大により、独自研修についてはオンライン形式となったものの、計画した研修プログラムは概ね実施できた。
必要性	必要性が高い	ニーズに応じた政策を立案・実行していくため、職員の能力を高め、組織力の向上を図ることは重要である。
効率性	やや効率的である	コロナ禍において、オンライン研修を取り入れるなどの対策を講じながら研修の実施を継続している。
公平性	公平である	県の自治研修所で行う選択研修など、役職や年齢に偏ることなく実施している。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	自己研鑽の醸成を図るうえでも人事評価に取り入れるなどして実施しているため、今後も継続する。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	職員個人個人のスキルアップはもちろん必要だが、組織全体として考えれば、通常の職務の遂行やコスト意識を持った職員管理も考えなければならない。 人権に関する研修はともかく、他の職員研修の研修内容が今一つ詳らかではない。従って受講後、どういう成果(効果)があるのかがよくわからない。 受講機会を増やすことは可。 様々な研修に参加したことによる効果(スキルアップ)はどのように業務に反映されるのか。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である	1	
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	<p>人材育成は組織の業務向上につながるため、今後も可能な範囲内において研修機会を提供していく必要がある。(ただし、県庁実務研修については、現状の職員数での派遣に伴う1名減は厳しいため令和6年度までは休止)</p> <p>外部評価にもあるように、研修で得た知識と経験をいかに業務に反映させることができるのかがとても大切になるため、報告書(復命書等)の質の向上や学んだことの情報共有など組織に還元されやすいような環境づくりを構築していかなければならない。</p>
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	9	取組名称 (概要)	(4)職員の能力開発等の推進 女性活躍の推進		担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性職員の管理職への登用 ・現在、行政職で女性職員の管理職がない。 ・平成28年4月に策定した女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の計画期間が令和2年度までとなっており、次期計画を策定しなければならない。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度以降、行政職で女性職員の管理職への登用がない。 ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の次期計画の作成が必要である。 					
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性職員の管理職への登用 ・令和2年度中に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画令和2年度中に計画を策定する。 ・管理職への女性職員登用の目標を定めて、自己研鑽意識の醸成を図る。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員が管理職へ登用されることで、多様で柔軟な発想・意識決定が期待でき、組織全体が活性化する。 					
評価指標	平成28年4月に策定した、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき目標を掲げる。 ・管理職への女性職員の登用率を15%を目標数値とする。					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標		15%	15%	15%	15%	
実施状況		実施	実施			
効果額・数値		15.8%	17.6%			
備考	<p>※平成31年度女性管理職登用率 10.0%</p> <p>令和2年度 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(後期計画)策定 女性管理職 3人 (女性課長補佐職 4人)</p> <p>令和3年度 女性管理職 3人 (女性課長補佐職 3人)</p>					

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	女性管理職登用率の目標数値は達成しているものの、今後も推進していく。
必要性	必要性が高い	女性活躍推進法に基づく取組であり、女性職員の政策立案への参画を促し、組織の活性化を図るものである。
効率性	やや効率的である	登用の前提となる女性の課長補佐職について計画的な任用に努める。
公平性	やや公平である	女性職員のキャリアアップを図るための取組(研修・人員配置)を継続していく。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	男女の区別なく活躍できる組織づくりを推進していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	今の時代は男・女は全く関係ない。女性だから積極的に登用する。「女性活躍の推進」という取り組み自体がナンセンスになるような役場組織(環境)になってほしい。普通に考えれば、能力次第で誰でも(男女関係なく)管理職に登用されているはずだ。現状そうなっていないならば、その理由を探してみるのも一考かもしれない。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	数値は上がっているが人数は変わっていない。能力、意欲重視は理解できるが偶然性に期待しているように感じられることから向上心のある女性、志がある女性を「採用」から変えることが必要。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		短期的ではあるが数値目標を達成していることは可。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である	1	昇進(管理職への昇格)に積極的となるような職場環境整備の必要性は、一般論ではあるが近年、男女とも昇進を進めても辞退されるという傾向があると聞く。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	管理職への登用は男女の区別なく人物や能力を重視しており、結果的に女性が管理職に登用された場合は町が策定している「特定事業主計画」の目標に向けて取り組んだことになる。 管理職の意識付としての研修などを図るという意味で継続していく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	10	取組名称 (概要)	(6)公共施設管理運営の合理化の推進 庁舎建設基金の積み立ての継続		担当課	企画財政課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力立地給付金の町民受け取り分の減額については、平成24年度に5年間の時限措置として町民へ理解を求め実施。 ・平成25～29年度までの5年間は半額受け取りを実施。 ・平成30年度からは、全額町で受け取りを実施。 ・小学校の耐震改修工事事業や新庁舎建設及びその起債の返済に充てるため、基金への積み立て等に活用している。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、新庁舎建設費等に活用することとし、町民へ事業の必要性を十分に説明し、理解を深めていただく必要がある。 					
取組内容・効果	<p>(取組内容・効果)</p> <p>令和元年5月 基金残高は 281,068,000円。 令和元年度末 基金残高予定額は 390,068,000円。</p> <p>今後も、継続して全額受け取ることとし、新庁舎建設費とその起債の償還に充てていくものとする。</p>					
評価指標	基金積立額の継続					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
年度目標	109,000千円	109,000千円	109,000千円	109,000千円		
実施状況	実施	実施				
効果額・数値	110,594千円	270,816千円				
効果額・数値	<p>※原子力立地給付金は原則、役場庁舎建設や償還に充てられないことから、給付された交付金は、福祉事業や消防・環境事業・地域活性化事業へ充当し、これによって生じる一般財源を基金として積み上げています。</p> <p>※令和3年4月 基金残高は 443,133,000円。 令和3年度末 基金残高は 708,476,000円。 令和3年度積立額のうち、141,692千円は旧建設用地の取得費用相当分。 また、確認申請や移転のための関連工事に5,478千円充てている。(一般会計へ払い出し)</p>					

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	庁舎建設における、確認申請や移転関連工事に充当している。
必要性	必要性が高い	庁舎建設資金(起債償還金等)の捻出に必要不可欠である。
効率性	効率的である	ある程度先の積立金額を想定できるため、資金の運用について効率的である。
公平性	公平である	全住民、企業より協力いただいているため公平である。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	庁舎建設の費用を賄うためには継続していく必要がある。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	6	立場によって様々な意見があるかも知れませんが、一度施策として、方向性を定めたこの事項について、目標に向かって継続していくべきものと考えます。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である		
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	庁舎建設費等を捻出するためには必要不可欠であることから、引き続き継続して行く。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	11	取組名称 (概要)	(7)財政の安定化 収支均衡予算編成の継続、 歳入の確保、歳出の削減	担当課	企画財政課 全課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の一般会計決算は1億5千200万円余りの黒字となった。また、経常収支比率は99.7%であり、財政構造は弾力性のない硬直した状態である。これは町の施策に充てるための財源が不足していることを意味している。 ・当初予算編成においても、年々、編成段階での財政調整基金からの繰入額が増加しており、町の財政状況は厳しい状態である。 ・歳入については、人口減少や少子高齢化に伴う町税の減収など歳入減が予想される。また、国の政策が地方財政へ与える影響も大きい。(電源立地対策交付金、核燃料物質等取扱税交付金、地方交付税等) ・歳出については、類似団体と比較して一部事務組合への支出割合が大きく、特異な団体である。さらに、扶助費は年々増加の傾向にあるほか、公債費も年々増加している。 ・当町を取り巻く財政状況は極めて厳しいが、役場新庁舎建設等の大規模事業の実施、不良債務を抱える公立野辺地病院の経営及び耐震化問題、老朽化が進む公共施設の維持管理等、依然として取り組むべき課題は多い。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業の選択(事業のスクラップ・アンド・ビルド)」「経常経費のより一層の圧縮」等を図り、財政規模に応じた予算になるよう取り組む必要がある。 				
取組内容・効果	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーリング予算の継続(経常経費の抑制および削減) ・財政運営計画について、毎年度見直しを行う。また、職員全員に財政見直しを周知する。(現状を理解して予算編成・予算執行に取り組んでもらう) ・まちづくり総合計画や総合戦略に基づく事務事業評価などを基にスクラップ・アンド・ビルドを徹底する。 ・国や県等からの補助金の有効活用(活用できる財源を探すことに力を入れる) ・以上の項目については、安定的な財政運営ができるよう全職員が取り組む。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常経費の抑制及び削減等 ・活用できる財源の確保。 				
評価指標	<p>①当初予算と財政運営計画との財政調整基金繰入額を比較をする ②経常経費におけるシーリングの達成状況 (限度額に対してどれだけ達成されたか、(マイナスシーリングの場合)前年度所要一般財源に対してどれだけ削減されたか)</p>				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	<p>①当初予算と前年度当初予算との比較した財政調整基金繰入額 ②マイナスシーリングの実施</p>				
実施状況	①、②とも実施	①、②とも実施			
効果額・数値	① 20,000千円 ② 333千円(▲2%)	① 10,000千円 ② ▲13,888千円(▲1%)			
備考	<p>令和2年度 ①財政調整基金繰入金はR2 380,000千円 → R3 360,000千円と20,000千円減。 ②マイナスシーリングは、経常経費A(504,056千円)において2%(削減額10,081千円)で設定し、全25所属中16所属で限度額以下で見積もりを作成し提出したものの、トータルの削減額は333千円に止まった。</p> <p>令和3年度 ①財政調整基金繰入金はR3 360,000千円 → R4 350,000千円と10,000千円減。 ②マイナスシーリングは、経常経費Aのうち一般財源(343,848千円)において1%(削減額3,438千円)で設定し、全25所属中9所属で限度額以下で見積もりを作成し提出したものの、燃料費の高騰等により全体では13,888千円の増となった。</p>				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	上記の実施状況のとおり 燃料費の高騰等により削減はできなかったが、経費の削減意識は 確実に向上している
必要性	必要性が高い	高い経常収支比率や、少ない財政調整基金残高を鑑みた予算編成 方針の作成などをしなくてはならない
効率性	効率的である	経常経費の切りつめなどは、健全な財政運営、あるいは他の施策 経費への充当など効率的な予算編成の手法である
公平性	公平である	不要な経費がないか洗い出す作業等は、税等の無駄遣いなどを抑 止し、公平につながる
今後の方向性 (改善点)	継続実施	継続的に取り組むことにより、高い効果が期待できる

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	<p>将来的な「歳入の減少」+「歳出の増加」を 前提とした課題となっているが、夢のある政 策を提案し、プラス思考で「歳入の増加」を目 指すという発想はないのだろうか？決して簡 単な事ではないだろうが、知恵を出し合い、 思い切った財政出動をするならば、町民も 「夢に賛同し」「やる気をだし」「協力する」の ではないだろうか。</p> <p>これまではコロナ禍対策、これからはコロナ 禍からの回復に向けての対策と、物価高に より支出の削減が更に困難になるのではな いか。町民にも何らかの協力を求める必要 が出てくるのではと思う。</p>
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等 に一部見直しが必要である	1	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手 法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要であ る	1	

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	Ⅲ	<p>企業版ふるさと納税の活用といった歳入の増を目指す施策も必要であ り、活用しやすいよう環境を整えていく必要がある。 コロナ禍からの回復に向け、財政出動が必要となるが、国・県等の財源を 有効に活用しながら事業を展開していく。</p>
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	17	取組名称 (概要)	(7)財政の安定化 経常収支比率の改善		担当課	企画財政課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)□ ・当町では平成29年度決算において経常収支比率101.0となり初めて100を超えた。平成30年度決算では100を切ったが、令和元年度(平成31年度)決算において、102.9となり再び100を超える形となった。 このことから、議員の一部より経常収支比率改善プロジェクトチームを立ち上げ、詳細な分析を含めた具体的改善計画を策定するよう要望があった。</p> <p>(課題) ・当町の経常収支比率を圧迫している大きな原因は、一部事務組合に対する負担金であり、容易に改善できるものではない。これに公債費が年々増加したこともあり、経常収支比率が100を超えたものと分析している。</p>					
取組内容・効果	<p>(取組内容) ・「経常収支比率改善事項」(別紙)に掲げる事項 ・現状では課題等により、すぐには着手が難しいものとしている「経常収支比率改善提案未調整事業」については、課題等が解決し次第公表し、実施する。</p> <p>(効果)□ ・各種経費の削減、歳入の増等による経常収支比率の改善。</p>					
評価指標	<p>経常収支比率の改善結果により評価する。 最終目標は令和7年度に経常収支比率99.0を目指す。</p>					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	経常収支比率改善報告書の作成	<p>経常収支比率改善報告書の提案事項の実施。 経常収支比率改善提案未調整事業のうち課題等を解決できたものについて実施。 令和7年度で経常収支比率99.0を目標とする。</p>				
実施状況	-	-	検討も含め実施			
効果額・数値	-	-	20,281千円			
備考	<p>令和3年度 先行して補助金等の抑制を行ったものやコロナ禍により補助金が減額となったことにより、補助金関係で約15,000千円が減となった。会計年度任用職員の雇用形態の変更や人数の減等により、約3,000千円の減となった。乳幼児健診の委託料の見直しや、コロナ補助金を活用した一般財源の抑制により約2,000千円の減となった。(金額は全て当初予算額の前年度との比較であり、各課からの取り組み内容の回答により)</p>					

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	改善事項について、着手可能なものから着手できている。準備期間を経て実施するものもあり、今後も着実に減額していく。
必要性	必要性が高い	経常収支比率が依然として高く推移しており、独自の施策を展開していくためにも経常経費の削減は必要である。
効率性	効率的である	今回具体的に見直しを行う項目等を示し、改善目標値を定めたことで、効率的に見直しを行っている。
公平性	公平である	削減可能な経費を削減していくことは、税金の無駄遣いを防ぎ、適正な執行につながる。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	経費の削減については、今後も継続していく。削減可能なものの洗い出し等についても、引き続き検討していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	3	経常収支比率への圧迫要因に掲げられている「一部事務組合に対する負担金」。町として病院経営などに口出しできないとの立場らしいが、時には積極的に「口出し」してもよいのではないだろうか？黒字になったとは聞かすが、最近患者数がますます少なくなったと感じている。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である	1	「一部事務組合に対する負担金」が過重ということだが、特に病院は組合外の自治体からの利用者も多いのではないか。それらの自治体にいくらかでも協力を求めるなど(法的な課題はあるかもしれないが)、対策を示さないと町民の理解が得られないのではないか。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		そもそも、一町民としては、組合内他町村の負担金はどうなの(軽すぎるの?)という疑問もあるが。

【今後の方向性】

方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性	
I 事業規模拡大	Ⅲ	これまでの活動は継続しつつ、新たに経費の削減が可能となる方策も継続して検討していく。 一部事務組合への負担金については、簡単に削減していけるものではないが、協議を継続していく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

(別紙)

経常収支比率改善事項

改善項目	今後の検討・協議・実施内容	期待される効果
町有施設の維持管理費		
温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ・季節・月・曜日等の利用者人数に沿う形での開館日数の調整。(たとえば、冬季間閉鎖、隔月開館、週5日開館等) ・各種事業に係る講習料の徴取や事業者への一部貸し出し等の検討。 ・近隣町村の温水プールの活用の検討。 	年間2千万円以上かかっている燃料費等の維持管理費の減。 講習料、使用料等の収入の増。
小学校	3校の統廃合の推進。(馬門小学校の先行統合含む。)	光熱水費の減。 スクールサポーター、放課後児童指導員等の会計年度任用職員の減。
さけますふ化場	管理委託方式から貸与方式等への変更の検討。	維持管理費や修繕費用の減。
施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設定温度の見直し(±1℃など) ・利用が少ない時期(たとえば盆や年末年始など)や時間帯の休館・閉館。 ・運動公園など収益が見込める施設の指定管理者制度の導入の検討。 ・受益者負担の原則に則った施設使用料の徴収。 	光熱水費、人件費等の減。 使用料収入の増。
道路関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区域調整による単年度事業費の抑制。 ・普通交付税の算入に必要な道路台帳の更新。 	公債費の抑制。 普通交付税の増。
放課後児童クラブの利用料	国の制度設計に則った利用料の徴収。	歳入の増。
人件費		
職員数	新規定員管理計画策定による職員数の削減。	人件費の減。
特殊勤務手当	町税や水道料金の徴収業務特殊勤務手当の廃止を含めた見直し。	他の徴収業務との均衡、人件費の減。
会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の人数、勤務時間の見直し。 ・複数課での共同雇用の検討。 	会計年度任用職員の経費の減。
公債費		
地方債のシーリング	プロジェクト事業以外の地方債借入額にシーリングをかけ事業の平準化を図る。	公債費の抑制。

一部事務組合負担金		
北部上北広域事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税を財源とした野辺地病院の経営改善への支援等。 ・補助金や地方債の活用等を含めた中長期的な計画の策定の依頼。 ・予算編成における構成町村との連絡協議の徹底。 	財源の確保、負担金の圧縮。
下北地域広域行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置費補助の継続(汲み取り式から浄化槽への転換) ・汚泥の脱水までをむつ衛生センターに委託とし、町による脱水ケーキの埋立処分の検討。 	し尿、汚泥の搬入量の減。 負担金の減。
委託、補助、負担金		
負担金、補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・法令外負担金の精査(不要な団体からの脱退等) ・補助している団体に対し、歳出削減を依頼。 	負担金、補助金の減。
乳幼児健診の委託料	1歳6か月児健診及び3歳児健診の委託料を他市町村並みに引き下げる。	令和3年度から年額30万円の減額。
(一財)野辺地町観光協会	役職員の人員体制の見直しやイベント等事業の精査による歳出の削減。	補助額の減。
各種事務・事業		
企業誘致	導入促進基本計画の策定により先端設備等の導入に係る固定資産税の軽減(3年間)。	企業誘致による税収の増、雇用の増。
事業全般	<ul style="list-style-type: none"> ・町総合計画に基づく実施計画が毎年増えていっていることから、事業のスクラップ&ビルドの観点で、事業の廃止・統合・再構築を実施。 ・参加・利用の少ない事業や費用対効果の低い事業の見直しまたは廃止。 ・クラウドファンディングの活用の検討。 	事業費の抑制。
消防団事務	防災安全課が所管している消防団事務の消防署への移管について検討。	経費の削減のみならず業務の効率化も含めて検討。
その他各種経費		
振込手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料がかからない指定金融機関に開設された口座等の利用促進。 ・消耗品等のまとめ買いによる振込件数の削減。 	振込手数料の減。
税収		
税金の支払い方法	コンビニ払いやキャッシュレス決済、クレジットカード決済等の検討。(ただし、納税組合との並行稼働やコンビニ手数料の捻出と並行検討。)	町民へのサービス向上になるが、税収の増や経費(人件費等)の節減につながるか検討・確認が必要。

整理番号	12	取組名称 (概要)	(7)財政の安定化 遊休町有地の有効活用等		担当課	防災管財課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次行財政改革大綱に基づき、固定資産台帳の整備や固定資産台帳から遊休町有地情報を引き出し整理を行っているが、全てを網羅した遊休町有地の一覧表作成には至っていない。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識の取得や業務量の大幅な増が見込まれる。 					
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町有地を積極的に売却し、または、交換及び貸付を行っていく。 売却・貸付のための要領や手順を作成。 県等への情報提供等を行う。 公売方法の検討、及び公売(一般競争入札)のための情報提供、売却・貸付できる町有地の公表(ホームページ等) <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買及び貸付等による収入の確保。 企業誘致等の促進に寄与する。 					
評価指標	売却・貸付できる町有地の中で公表した件数					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
年度目標	10件	10件	10件	10件		
実施状況	実施	実施				
効果額・数値	10件	10件				
備考	<p>平成30年度 土地売却1件 3,809千円</p> <p>令和 2年度 土地売却1件(5筆) 70,029千円 + 1件交渉中(R3年度初めに売買)</p> <p>令和 3年度 土地売却3件(3筆) 7,963千円</p> <p>令和 4年度 2件交渉中(港湾敷地の一部を野辺地橋架け替え事業用地として県へ、 港湾敷地の旧アツギ工場敷地を誘致企業永木精機株へ)</p>					

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	遊休町有地の情報を整理し町ホームページで10件の公表を実施。
必要性	必要性が高い	企業誘致や売買及び貸付による収入確保。
効率性	やや効率的である	一部の地目が学校用地、山林及び原野で取り扱いが難しいものがある。
公平性	公平である	町ホームページで公表はしているが、ホームページを見ない人には分からないので、より公平な公表方法を検討する。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	R3外部評価において「売れる土地があまりないようであるしやめては。(行革大綱に)掲げておかななくてはならないと言うのであれば反対はしない(が通常の事業ではないのか)」との指摘があり次期(第6次)はそのようにする予定であるが、第5次の期間中は継続とし、売却等可能な町有地があれば随時公表していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	遊休町有地に関して、これからも積極的な売却を続けていくべきだと思う。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	学校用地等も含めて早急な活用方法を検討すべきである。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		この項目について、第6次では廃止の方向性が出たことは評価したい。 港湾地域の用地売却の予定があることは大変良い。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		広報等での周知やホームページ等SNSを活用し引き続き情報公表が必要では。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	III	<p>現在数値目標「売却・貸付できる町有地の中で公表した件数」の10件は、土地開発公社からの取得地「旧農工団地用地等8件」と「旧有戸・木明小学校敷地2件」であるが、これが固定化していることや「港湾敷地や学校用地の売却・活用検討」に関する外部評価意見を踏まえて、活用・公表対象を検証するなど、(第5次の期間中は)改善しながら継続することとしたい。</p>
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	13	取組名称 (概要)	(7)財政の安定化 町税のコンビニ収納	担当課	税務課他
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町税の収納は、口座振替制度を除くと役場窓口か金融機関に支払いに行かなければならず、休日や夜間は閉まっており、納税者は不便を感じている。 平成15年度税制改正において、納税者の利便性の向上を図る等のため、地方自治法施行令の改正(第158条の2)が行われ、地方税の収納事務の民間委託が認められ、コンビニエンスストアへの地方税の収納委託を行う地方団体が増えている。 県内市町村では19団体、近隣市町村では十和田市、三沢市、六戸町が導入している。 町納税貯蓄組合が高齢化や各単一組合の解散により減少傾向となっている。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町税のコンビニ収納について、未だ実施されていない。 				
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体との調整 コンビニ収納を実施するための町税条例の一部を改正及び規則制定。 収納代行会社を庁内検討委員会で選定し、委託契約締結。 周知及びテスト コンビニ収納実施 <p>(効果)</p> <p>納付場所の拡大による納税者の利便性の向上</p>				
評価指標	<p>○令和2年度～令和4年度の取組状況を100%とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度:各団体との調整(40%) 令和3年度:コンビニ収納を実施するための町税条例の一部を改正及び規則制定、収納代行会社を庁内検討委員会で選定し、委託契約締結。(30%) 令和4年度:周知及びテスト(30%) <p>○令和5年度は、コンビニ収納を実施し、現金支払全体の4割を目標とする。</p>				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標		各団体との調整 (40%)	町税条例改正、規則 制定、委託契約締結 (30%)	周知及びテスト(3 0%)	コンビニ収納4割
実施状況		実施	一部実施		
効果額・数値		20%	20%		
備考	<p>【費用】</p> <p>①収納代行会社へ支払う基本料金1千円(税抜き)/月、②これまでの役場窓口か金融機関での納付の一部がコンビニ収納へ移行することとなる。この移行割合を最大40%と見込み、コンビニへ支払う収納事務手数料61円(税抜き)/件(町県普徴5,549+固定23,211+軽自4,959+国保11,333)*40%*61円*1.1=121万円、③収納代行会社へ支払う初期費用10万円(税抜き)、④ベンダーへ支払う基幹システムのテスト費用132万円</p> <p>令和3年3月23日 野辺地町納税貯蓄組合連合会長との事務レベルでの折衝 令和3年4月27日 野辺地町納税貯蓄組合連合会役員会でコンビニ収納導入及び前納報奨金廃止予定について説明 令和3年10月20日 関係課への指定金融機関からのコンビニ収納等に関する概要説明 " 関係課への基幹システムベンダーからのコンビニ収納等に関する納付書様式変更説明 " 関係課へのコンビニ収納等参加意向調査 令和3年12月21日 議会全員協議会へ説明 令和3年12月24日 前納報奨金廃止及びコンビニ収納等導入についてパブリックコメント実施 令和4年3月18日 町議会定例会で町税条例一部改正(前納報奨金廃止)可決 令和4年3月24日 野辺地町納税貯蓄組合連合会役員会で前納報奨金廃止、コンビニ収納導入及び口座振替推進キャンペーンについて説明</p>				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	令和5年度導入に向けて継続的に情報収集し、関係者の方へ説明、周知した。R4.3町議会定例会において、条例一部改正並びにコンビニ収納及び口座振替推進事業予算が可決された。
必要性	必要性が高い	平日日中窓口に行くことが難しい、当町の口座振替を利用しにくい環境にある等により不便を感じている納税者もいることから、さらに納税しやすい環境を整備する必要がある。
効率性	やや効率的である	収納代行会社を活用することにより、納付環境の整備(納付場所数の拡大)を効率的に進めることができる。
公平性	公平である	税負担の公平性を確保するために、納税義務者の事情にも配慮しつつ、納付環境を整備する。前納報奨金は資力に余裕のない方には利用しづらい制度であり不公平となっていることから廃止する。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	①令和5年度目標の妥当性について再検討する。②手数料について、コンビニ収納より割安な口座振替を推進する事業を展開する。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	2	コンビニ収納導入に至った「本来の目的」をもう一度確認し、実施後つづだに精査し、その結果によって次を進めていく柔軟さが必要だと思います。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	3	納税者の利便性向上が目的であれば事業は概ね適切。費用対効果等、総合的に考えれば大幅な見直しが必要と考える。 施策が迷走している。本当はDだが、ここで廃止するわけにはいかないからC。コンビニ収納が決まってしまった今になって口座振替促進を言い出すのは意味不明。口座振替促進に商品券やらなにやらプレミアを付けるのなら、最初からその方向でやればベンダーに余計な公費を使わずに済んだ。他自治体との横並び意識が強すぎたのではないかと。県外の納税者対策は別に考えればよかった。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である	1	
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		世代によって納税しやすい環境を整備してほしい。

【今後の方向性】

方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	<p style="text-align: center;">II</p> <p>①前納報奨金廃止②コンビニ収納・スマホ決済収納③口座振替推進 キャンペーン事業実施について、理解いただけるよう県外の納税者も含めて広く周知する。納税者の利便性向上のため納税環境の整備に努めながら、手数料が割安な口座振替の利用をより積極的に勧奨する。</p>
II 現状のまま継続	
III 改善しながら継続	
IV 事業規模縮小	
V 全面的な見直し	
VI 事業の休止・廃止	

整理番号	14	取組名称 (概要)	(9)協働のまちづくりの推進 協働のまちづくりの推進	担当課	企画財政課(総括) その他関係課										
課題 (改革に取り組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでは、町の規模(職員数)の割に、行政(町)が直接実施してしまうことが比較的多いように感じられた。(各種イベントや外注可能な事務及び作業など) ・今後さらに人口減少が進むにつれ、職員数の増加が見込めない現実や当町の財政状況等を総合的に勘案した場合、行政だけの対応では町のサービス維持に限界が来ることを十分に理解し、町の最上位計画にもあるように、町民との協働(情報の共有化、参画・協働のまちづくりの推進、コミュニティ活動の推進)をより進めていかなければならない。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う職員数の減や財政状況による町民サービスの低下や危機感の希薄さ。 ・協働のまちづくりの認知不足(「協働」の理解不足含む)。 														
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する学習会、講演会等の開催。 ・町民、各種団体、企業、行政がそれぞれの役割に応じた行動するため「協働のまちづくり指針」のさらなる推進と「協働の必要性」の啓発。 ・新たに策定される「町まちづくり総合計画」等への協働のまちづくりに関わる積極的な施策の展開。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の明確化による町民と行政が一体となったまちづくりの実現。 ・理想的なより良いまちづくりを目指して、自主的、自覚的に地域の課題解決に携わることで、町民の意識の高揚と郷土愛の醸成に寄与する。 														
評価指標	<p>官民協働により町の活性化に取り組む事業の継続</p> <p>(※R2 官民協働により町の活性化に取り組む事例数)</p>														
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
年度目標		15件 ※R2 官民協働により町の活性化に取り組む事例数	5件	5件	5件										
実施状況		実施	実施												
効果額・数値		12件	5件												
備考	<p>※年度目標は、毎年度の取組数も含む。 例:のへじ祇園まつり、常夜燈フェスタなど。</p> <p>令和2年度 ファンミーティング6回、庁舎出前講座4回、庁舎のワークショップ2回)</p> <p>令和3年度実施</p> <table border="0"> <tr> <td>①ファンミーティング</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>②野辺地町包括福祉ケア会議</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>③健康のへじ21計画推進委員会</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>④祇園まつり実行委員会</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>⑤イルミネーション実行委員会</td> <td>3回</td> </tr> </table>					①ファンミーティング	6回	②野辺地町包括福祉ケア会議	2回	③健康のへじ21計画推進委員会	2回	④祇園まつり実行委員会	3回	⑤イルミネーション実行委員会	3回
①ファンミーティング	6回														
②野辺地町包括福祉ケア会議	2回														
③健康のへじ21計画推進委員会	2回														
④祇園まつり実行委員会	3回														
⑤イルミネーション実行委員会	3回														

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	ファンミーティングは町内6カ所で行われ、イベントは実行委員会において実施の可否を決定しているため、協働として一定の進捗はある。
必要性	必要性が高い	町の活性化に対して必要。
効率性	効率的である	町民がまちづくりに参加する機会として効率的である。
公平性	公平である	町民と意見の交換ができるため公平である。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	協働のまちづくりのため継続して行く。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	<p>行政と民間が一緒に一つの目標に向かって行動するのは、これからも大いに進めるべきだと思う。さらに、その企画、運営に関しても実質行政主体ばかりではなく、人材育成の意味でも可能な限り広く民間に任せたいと思う。</p> <p>コロナ禍で今年も具体的な活動は難しいところがあると思うが、町の活性化、地域防災のために必要な取り組みである。</p> <p>コロナ禍でできるイベントを検討し、官民一体のまちづくりを推進できればいいと思う。</p>
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	III	官民一体のまちづくりを進めるためには、共に取り組む場、意見交換ができる場が必要であることから、見直ししながら進めて行く。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	16	取組名称 (概要)	(9)協働のまちづくりの推進 地域防災体制の充実	担当課	防災管財課
課題 (改革に取り 組む背景)	<p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等から町民の生命と財産を守ることは、町の最も基本的な使命であり、町は防災の一時的責任者として、県、消防、警察及び自衛隊など関係機関の協力を得て防災活動を実施していく必要があるとともに、自助及び共助を含めた町全体が一体となった防災体制の構築が求められる。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助(できることは自分で)、特に共助(地域コミュニティ等による助け合い)の意識の低迷。 ・防災に関する知識や初期対応体制の認識不足。 ・防災訓練等への参加体制意識の低さ。 				
取組内容・効果	<p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における自助、共助体制の強化及び自主防災組織の結成の促進。 ・各自主防災組織に防災士(現在、2団体に各1名)を育成するなどの防災力の強化。 ・各自主防災組織の町防災訓練及び各種防災研修等への参加促進。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における被害軽減や地域内連携の強化。 ・地域防災力の強化。 ・行政と地域の連携。協力体制の強化及び防災意識の高揚。 				
評価指標	<p>自主防災組織の結成数</p> <p>※令和元年度末の町の自主防災組織は8団体(うち、自治会による自主防災組織は5団体)であり、令和5年度までに新規結成を3団体、合計11団体の結成を目指す。</p>				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	自主防災組織新規結成数 3団体				
実施状況	実施	実施			
効果額・数値	0	0			
備考	<p>令和2年度 1団体解散(現在7団体)</p> <p>令和3年度 結成団体なし。 令和3年度中の結成団体はなかったが、2自治会に対し結成に向けた勉強会を開催し令和4年度の結成を目指している。</p>				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	あまり進捗していない	結成する団体がなかった。
必要性	必要性が高い	地域の共助を担う組織として必要である。
効率性	あまり効率的でない	自治会単位での結成を促しているが、自治会の新たな負担増及び組織結成時の役員のなり手不足など、結成に向けた課題は多い。
公平性	公平である	共助として公平である。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	今後も結成に向け、継続して啓発していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	3	<p>防災体制の充実に関しては、広く一般市民の参画が必要不可欠と思えます。その実施団体の結成・育成について、各団体のもとに出向いての勉強会の実施は大きな力となります。これからも地道に継続していくべきです。</p> <p>先日の新聞で、新たな大津波被害予測の報道もあったところでもあり、津波ハザードマップの改訂と浜町・八幡町などを対象とした説明会(勉強会)が実施される予定であるのは有り難い。</p> <p>防災意識を高めるため、防災士による現場での体験談や簡単な体験ができるセミナー等を実施したらどうか。</p> <p>少子高齢化により、今後の新規団体結成はますます厳しくなるのではないかと。</p>
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	3	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性	
I 事業規模拡大	II	<p>自主防災組織の結成は、自治会単位での結成が最も効果的であると考え、令和3年度は2自治会に対し勉強会を開催した結果、令和4年4月、1自治会が結成した。(R4.4.1現在8団体)</p> <p>このことから、個々の事情により結成に至っていない自治会もあると考えるが、勉強会等地道な活動を重ね、その重要性を御理解いただき結成へとつなげたい。よって「現状のまま維持」とする。</p>
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		